

# 千葉県報

号外  
令和5年10月31日

## 主要目次

○ 地方公営企業の管理者が職員を任免する場合において知事の同意を得なければならない職員を定める規則の一部を改正する規則	一
○ 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程	一
○ 千葉県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程	二
○ 千葉県病院局行政文書の管理に関する規程の一部を改正する管理規程	二
○ 病院に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する管理規程	二
○ 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	三
○ 千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程	五
○ 千葉県病院局処務規程の一部を改正する管理規程	五
○ 千葉県病院局行政文書規程の一部を改正する管理規程	六
○ 千葉県病院局職員倫理規程の一部を改正する管理規程	六
○ 千葉県病院局職員研修規程の一部を改正する訓令	六

## 規則

地方公営企業の管理者が職員を任免する場合において知事の同意を得なければならない職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

### 千葉県規則第六十一号

地方公営企業の管理者が職員を任免する場合において知事の同意を得なければならない職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業の管理者が職員を任免する場合において知事の同意を得なければならない職員を定める規則（昭和四十一年千葉県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

表千葉県病院局の項中「の長」の下に「担当病院長」を、「所長」の下に「セン

ター長」を加える。

### 附則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

### 千葉県規則第六十二号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則（昭和四十一年千葉県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

表千葉県病院局の項中「の長」の下に「担当病院長」を、「所長」の下に「センター長」を加える。

### 附則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

## 病院局管理規程

千葉県病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

### 千葉県病院局管理規程第十八号

千葉県病院局組織規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「救急医療センター」を「総合救急災害医療センター」に、「医療局」を「医療局、精神科救急医療センター、災害医療局」に、「災害医療対策室」を「感染管理室」に改め、同条第二項中「局に」を「局及びセンター」に、「又は課」を「課等」に改め、「掲げる科」の下に「又はセンター」を加え、同項の表医療局の項診療部の目を次のように改める。

#### 救急診療部

循環器内科	脳神経外科	脳神経内科	心臓血管外科
科 外科	整形外科	形成外科	集中治療科
リハビリテーション科	麻酔科	栄養科	臨床工学科

第六条第二項の表に次のように加える。

#### 精神科救

精神診療部

精神科

精神科医療相談科

精神科リハビリター

急医療センター		シヨンセンター アウトリーチセンター
災害医療	D M A T	
局	D P A T	

第六条第三項中「救急医療センター」を「総合救急災害医療センター」に、「各局」を「各局、精神科救急医療センター」に、「災害医療対策室」を「感染管理室」に改め、同項事務局の部第九号中「局」を「局、精神科救急医療センター」に、「災害医療対策室」を「感染管理室」に改め、同項医療局の部第一号中「診療」の下に「（精神科救急医療センターにおいて所掌するものを除く。）」を加え、同部の次に次のように加える。

精神科救急医療センター

- 一 精神科診療に関すること。
- 二 社会復帰に関すること。
- 三 精神科リハビリテーションに関すること。
- 四 訪問診療及び訪問看護に関すること（精神科医療に係るものに限る。）。

災害医療局

- 一 災害医療の対策に関すること。

第六条第三項看護局の部第一号中「看護」の下に「（精神科救急医療センターにおいて所掌するものを除く。）」を加え、同項災害医療対策室の部を次のように改める。

感染管理室

- 一 感染管理に関すること。

第七条を次のように改める。

**第七条 削除**

第十三条第七項及び第八項を次のように改める。

7 総合救急災害医療センターに担当病院長を置く。

8 総合救急災害医療センターの精神科救急医療センターにセンター長を置く。

第十三条中第十七項を第二十一項とし、同条第十六項の表救急医療センターの項中「救急医療センター」を「総合救急災害医療センター」に改め、同表精神科医療センターの項を削り、同条第十六項を同条第二十項とし、同条中第十五項を第十九項とし、第九項から第十四項までを四項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の四項を加える。

9 総合救急災害医療センターの科（医療局救急診療部及び精神科救急医療センター精神診療部の科に限る。）に部長（リハビリテーション科、栄養科及び臨床工学科並びに精神科医療相談科にあつては、科部長）を置く。

10 総合救急災害医療センターのアウトリーチセンターに部長を置く。

11 総合救急災害医療センターのD M A T及びD P A Tに部長を置く。

12 総合救急災害医療センターの精神科リハビリテーションセンターに室長を置く。

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

千葉県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

**千葉県病院局管理規程第十九号**

千葉県病院局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員の職の設置に関する規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「所長」を「所長 センター長」に改め、同表病院長 副病院長 局長 所長 部長 次長 主任医長 医長 室長 科部長 副薬剤部長 副看護局長 上席看護師長 看護師長の項の次に次のように加える。

担当病院長	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、その執行に関し職員を指揮監督する。
-------	------------------------------------

**附 則**

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

千葉県病院局行政文書の管理に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

**千葉県病院局管理規程第二十号**

千葉県病院局行政文書の管理に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局行政文書の管理に関する規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「若しくは医事管理課長」を削る。

**附 則**

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

病院に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

**千葉県病院局管理規程第二十一号**

病院に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「救急医療センター」を「総合救急災害医療センター」に改め、「及び看護師である職員、精神科医療センターに勤務する職員のうち医師」を削る。

第三条第一号中「救急医療センター」を「総合救急災害医療センター」に改め、「精神科医療センター及び」を削る。

附則

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎

千葉県病院局管理規程第二十二号

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局企業職員の給与に関する規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「救急医療センター、精神科医療センター」を「総合救急災害医療センター」に改め、同項第三号及び第四号中「救急医療センター」を「総合救急災害医療センター」に改め、同項第七号ハ中「精神科医療センター」を「総合救急災害医療センター」に改める。

別表第七救急医療センターの項を次のように改める。

総合救急災害医療センター	一 看護師(精神科医療に関する看護等の業務に従事する職員(以下「精神科看護職員」という。)であつて、夜勤専従職員に限る。)	三・六五
	二 看護師(精神科看護職員以外の職員であつて、夜勤専従職員に限る。)	三・一五
	三 精神保健に関するインテーク業務及び各種相談業務に直接従事することを常例とする職員	二・六五
	四 診療放射線技師(診療エックス線技師を含む。)の業務を行うことを常例とする有資格の職員	
	五 臨床検査技師の業務を行うことを常例とする有資格の職員	
	六 臨床工学技士及び理学療法士	

七 作業療法士の業務を行うことを常例とする有資格の職員

八 言語聴覚士の業務を行うことを常例とする有資格の職員

九 看護師(精神科看護職員に限り、看護局長、主幹及び夜勤専従職員を除く。)

十 医師

十一 看護師(看護局長、主幹、夜勤専従職員及び精神科看護職員を除く。)

十二 薬剤師

十三 医療福祉相談員の業務を行うことを常例とする職員

十四 管理栄養士及び栄養士の業務を行うことを常例とする有資格の職員

十五 看護局長及び主幹(看護局に所属する職員に限る。)

別表第七精神科医療センターの項を削る。

別表第十一4級の項中「2 担当病院長の職務」を「3 副病院長の職務」に、「3」を「4」に、「4 医療局長又は研究所長の職務」を「5 医療局長、災害医療局長、研究所長又はセンター長の職務」に、「5」を「6」に、「6」を「7」に改める。

別表第十五病院の項中「救急医療センター」を「総合救急災害医療センター」に、「科部長」を「科部長 精神科リハビリテーションセンター室長」に改め、同表の備考を削る。

別表第十七中「救急医療センター」を「総合救急災害医療センター」に改め、同表の備考を削る。

救急医療センター	病院長	部長
精神科医療センター	副病院長	主任
こども病院	技師	技師
循環器病センター	診療部長	診療部長
佐原病院	診療部長	診療部長

幹の職務の級は六級とし、「副主幹」に改める。

循環器病センター	総合救急災害医療センター	子ども病院
看護局長	看護局長	看護局長
看護局長		
副看護局長	副看護局長	副看護局長
副看護局長	副看護局長	副看護局長
看護師長 (主任看護師)	看護師長 (主任看護師)	看護師長 (主任看護師)
主任看護師 (技師)	主任看護師 (技師)	主任看護師 (技師)

に改め、同表の備考第二号中「副主幹」を「主

別表第十九号中

救急医療センター	循環器病センター	精神科医療センター	子ども病院
看護局長			看護局長
看護局長			
副看護局長	副看護局長	副看護局長	副看護局長
副看護局長	副看護局長	副看護局長	副看護局長
看護師長 (主任看護師)	看護師長 (主任看護師)	看護師長 (主任看護師)	看護師長 (主任看護師)
主任看護師 (技師)	主任看護師 (技師)	主任看護師 (技師)	主任看護師 (技師)

を

める。

子ども病院	循環器病センター	佐原病院
病院長	病院長	病院長
副病院長	副病院長	副病院長
技療部長	技療部長	技療部長
医療部長	医療部長	医療部長
診療部長	診療部長	診療部長
診療部長	診療部長	診療部長
診療部長	診療部長	診療部長
診療部長	診療部長	診療部長

に改

める。

救急医療センター	子ども病院	循環器病センター	佐原病院
薬剤部長	薬剤部長	薬剤部長	薬剤部長
検査部長	検査部長	検査部長	検査部長
副薬剤部長	副薬剤部長	副薬剤部長	副薬剤部長
副薬剤部長	副薬剤部長	副薬剤部長	副薬剤部長
科部部長	科部部長	科部部長	科部部長
科部部長	科部部長	科部部長	科部部長
科部部長	科部部長	科部部長	科部部長
科部部長	科部部長	科部部長	科部部長

に改

を

別表第十八号中

別表第二十一病院の項救急医療センターの目を次のように改める。

総合救急災害医療センター	病院長	一種
	担当病院長	一種
	副病院長	二種
	医療局長	二種
	災害医療局長	二種
	センター長	二種
	救急診療部長	二種
	精神診療部長	二種
	事務局長	三種
	看護局長	三種
	次長	四種
	救急診療部長及び精神診療部長以外の部長(局長が定められたものを除く。)	四種

別表第二十一病院の項精神科医療センターの目を削る。

別表第二十四 一 保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(一) 診療手当の目中「理事」を「担当病院長、理事」に、「又は研究所長」を「、研究所長、災害医療局長又はセンター長」に、「診療部長」を「診療部長、救急診療部長又は精神診療部長」に改め、同項(五) 救急搬送調整手当の目中「救急医療センター」を「総合救急災害医療センター」に改め、同表 七 危険現場作業に従事する職員の特殊勤務手当の項中「救急医療センター」を「総合救急災害医療センター」に改める。

附 則

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎

千葉県病院局管理規程第二十三号

千葉県病院局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局財務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「(精神科医療センターにあつては、医事管理課長。第七条第二項において同じ。)」を削る。

附 則

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

千葉県病院局処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎

千葉県病院局管理規程第二十四号

千葉県病院局処務規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局処務規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「、第七条第一項」を削り、「及び研究所」を「、研究所及び精神科救急医療センター」に改め、同条第四号の二中「、組織規程第七条第一項に規定する精神科リハビリテーションセンター、アウトリーチセンター及び経営戦略部」を削り、同条第五号中「、第七条第一項」を削り、同条第九号の二中「第十三条第十六項」を「第十三条第二十項」に改め、同条を同条第九号の三とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 担当病院長 組織規程第十三条第七項に規定する担当病院長をいう。

第二条第十号中「局長及び」を「局長、」に改め、「所長」の下に「及び同条第八項に規定するセンター長」を加え、同条第十号の二中「第十三条第十六項」を「第十三条第二十項」に改め、同条第十一号中「第十項及び第十二項」を「第十項、第十四項及び第十六項」に改め、同条第十二号中「第八項、第十項及び第十四項」を「第十四項及び第十八項」に改め、「精神科リハビリテーションセンター部長、アウトリーチセンター部長」を削る。

第五条第三項中「部(組織規程第五条第二項、第八条第二項及び第九条第二項の規定により設置するグループ及びセンターを含む。)」の長を「部等の長であつて、組織規程第十三条第二項、第五項、第十一項、第十四項及び第十六項の規定により置かれている部長」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(総合救急災害医療センター病院長代決者)

第五条の二 前条第一項の規定にかかわらず、総合救急災害医療センターの病院長(以下「総合救急災害医療センター病院長」という。)に事故のあるときは、担当病院長が担当する事務については当該担当病院長、その他の事務については副病院長が置かれている場合にあつては副病院長、副病院長が置かれていない場合にあつては出先機関の局、前立腺センター等又は室のうち、出先機関主務局長、前立腺センター部長等又は出先機関主務室長がその事務を代決する。

2 総合救急災害医療センター病院長及び担当病院長がともに事故のあるときは、副病院長が置かれている場合にあつては副病院長、副病院長が置かれていない場合にあつては出先機関の局、前立腺センター等又は室のうち、出先機関主務局長、前立腺センター部

長等又は出先機関主務室長がその事務を代決する。

3 前条第三項から第十項までの規定は、総合救急災害医療センター病院長及び担当病院長がともに事故のある場合であつて、出先機関主務局長、前立腺センター部長等又は出先機関主務室長に事故のあるときについて、準用する。この場合において、同条第二項中「病院長及び副病院長がともに」とあるのは「病院長、担当病院長及び副病院長がいずれも」と、同条第三項から第十項までの規定中「、病院長」とあるのは「、病院長、担当病院長」と読み替えるものとする。

(担当病院長代決者)

第五条の三 第五条の規定は、担当病院長に事故のある場合について、準用する。この場合において、同条第一項中「病院長に」とあるのは「担当病院長に」と、同条第二項から第十項までの規定中「、病院長」とあるのは「、担当病院長」と読み替えるものとする。

第九条第一項第十三号中「及び」を、「子育て部分休暇及び」に改め、同条中第六項を第七項とし、同条第五項第一号から第六号までの規定中「副課長相当職」の下に「以上」を加え、同項第七号中「副課長相当職」の下に「以上」を、「もの」の下に「及び所属職員(副課長相当職以上の職にある者を除く。の子育て部分休暇の承認に關すること)」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 担当病院長は、担当する事務のうち病院長が指定する事項を専決することができる。別表事務局の項病院長専決事項の欄第一号及び第二号中「並びに」の下に「担当病院長、」を加え、同項出先機関局長専決事項の欄第七号中「、看護休暇」を「及び看護休暇並びに所属職員の子育て部分休暇」に改める。

附則

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

千葉県病院局行政文書規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和五年十月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第二十五号

千葉県病院局行政文書規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局行政文書規程(平成十六年千葉県病院局管理規程第二十六号)の一部を次のように改正する。  
別表第二千葉県救急医療センターの項を削り、同表千葉県精神科医療センターの項を次のように改める。

千葉県総合救急災害医療センター

総救セ

附則

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

購読料 本号 一部 一八円

千葉県病院局職員倫理規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。  
令和五年十月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局管理規程第二十六号

千葉県病院局職員倫理規程の一部を改正する管理規程

千葉県病院局職員倫理規程(平成三十一年千葉県病院局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 担当病院長

附則

この管理規程は、令和五年十一月一日から施行する。

病院局訓令

千葉県病院局職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

千葉県病院局訓令第三号

千葉県病院局職員研修規程の一部を改正する訓令

千葉県病院局職員研修規程(平成十六年千葉県病院局訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「(精神科医療センターにあつては、医事管理課長)」を削る。

附則

この訓令は、令和五年十一月一日から施行する。

本局 出先機関

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三(二三)二六五八